

令和2年4月8日

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止のための 兵庫県からのお願い

平素より本県の県政の推進につき、格別のご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症について、政府は昨今の感染拡大の状況を踏まえ、4月7日付けで特別措置法に基づく緊急事態宣言を行い、兵庫県を含む7都府県が緊急事態措置を実施すべき区域とされたことを受け、県では、別添知事メッセージのとおり、感染拡大の防止と県民生活の安定に万全を期する取組を徹底することとしました。

貴団体におかれては、これまでより感染防止の取組に努めていただいているところですが、感染の収束に向けて県民・事業者が一丸となった対策が必要な局面を迎えているため、下記の取組の実施につき会員への周知をお願いします。

なお、国及び県では別紙のとおり雇用調整助成金や中小企業融資制度等を通じて事業活動を支援しております。今後も国や関係機関と緊密に連携しながら、迅速に対応するとともに、情報提供に努めてまいります。

記

1 人との交わりを低減する取組の推進

在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等の取組を今まで以上に強力に推進

2 職場における感染防止の徹底

手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用を促すとともに、「三つの密（密閉・密集・密接）」を避ける行動を徹底

※以上のとおり、現段階では施設の使用の制限に関わる要請は行っておりません。今後、状況を踏まえ、やむを得ず協力を要請することが必要となった場合は改めて連絡いたします。

3 国及び県の支援策

(1) 雇用調整助成金の活用

- ・ 4月1日より特例措置を拡充し、助成率を引き上げ（～6月30日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000615395.pdf>

- ・ 兵庫労働局助成金デスクによる相談

<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/content/contents/r020318tokubetsusoudanmadoguchi-2.pdf>

(2) 中小企業融資制度による対応

- ・ 新型コロナウイルス対策資金、経営活性化資金、借換資金、危機対応資金を提供

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/documents/torimatome.pdf>

- ・ 中小企業のための特別相談窓口の設置

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/documents/soudanmadoguchi.pdf>